

水道水中の有機フッ素化合物（要検討 PFAS）について

阪神水道企業団では、令和 7 年 6 月 30 日に要検討項目※¹に設定された有機フッ素化合物 8 種（要検討 PFAS※²）を定期的に測定しております。

今後も国等の動向に注視しつつ、水道水中の要検討 PFAS を継続して測定して参ります。

阪神水道企業団における要検討 PFAS の検出状況

		猪名川浄水場 浄水				尼崎浄水場 浄水			
		6 月	9 月			6 月	9 月		
令和 8 年度	PFBS	2 未満	2 未満			2 未満	2 未満		
	PFHxS	2 未満	2 未満			2 未満	2 未満		
	PFBA	7	7			6	8		
	PFPeA	5 未満	5 未満			5 未満	5 未満		
	PFHxA	5	6			5 未満	7		
	PFHpA	5 未満	5 未満			5 未満	5 未満		
	PFNA	5 未満	5 未満			5 未満	5 未満		
	HFPO-DA	5 未満	5 未満			5 未満	5 未満		

注： PFBS 及び PFHxS の定量下限値※³は 2ng/L、その他の要検討 PFAS の定量下限値は 5ng/L です。

※¹ 要検討項目とは、毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明などの理由から水質基準項目および水質管理目標設定項目に分類できない項目です。要検討 PFAS については、目標値は定められておりません。

※² 要検討 PFAS とは、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の 8 物質です。

※³ 定量下限値とは、特定の分析方法で測定対象成分を正確に定量できる最小濃度のことです。